

うち寄手をつき見る亭主くるしからずと云とも、一兩度ぢたいして、さて手にとり、順々見て茶入を返し、茶玄やく、袋をのぞむ也、そのうちふくさととりそへ、ぼんを見て返し、さて茶玄やくをも、ふくさにてとりそへ見て返し、扱袋を見る也、そのほかつねのとをり也。

〔茶道便蒙抄〕三 貴人江上る臺天目之事

一臺も天目も名物にあらずとも、必茶筌置を出すなり、御相伴あらば別の茶碗にて立出すが、又は御殘を被下時は、茶碗をあたくめ、ふきて出すべし、それへあけうつし吞事也。

一盆立の時は、臺天目にて茶を立る事、二色を取合て立る計也、能々了簡可有之事也。

〔槐記〕享保十一年極月十五日、參候此ゴロ坊城大納言ノ坊城後將卿權大納言正二位學茶法於豫

司輔信公號有鄰軒受茶法於慈胤法親王後患有隣君 輔信司 へ御茶申サレシ話ヲ承リキ、臺天目

ノ由也意齋話 私ノ存ジ候ハ如何アルベキヤ、尤ゾカシ、有隣君ハ鷹司家ノ御連枝ナレバ、尊キコ

トハ申モ愚カナレドモ、無位無官ノ御方也、坊城ハ大納言ニテ公卿也、若執柄ノ御方ガ天子へ御

茶ヲ獻上セバ、イカバズベキヤト存ズルト申上シカバ、仰ニ近衛サレバトヨ、今ノ臺天目ハ、臺

天目ノ主意ヲトリチガヘテ居ルト見エタリ、其方ハジメトシテ、貴人高位ノ人ニハ、臺天目ニテ

茶ヲ申スヤウニ覺エタルハアヤマリ也、臺子ニ七飾リト云コトアリテ、茶碗ヲ三ツカザル、茶筌

チヤセンノ茶巾、チヤキンノ茶入盆ニ 棗ト七ツ也、此時モ天目ハ臺ニノセテカザル也、總ジテ天

目ト云モノハ、尻スポリナルモノニテ、臺ニノセザレバ、茶ヲ立ルコトモ飲コトモナラヌモノ故

ニ、臺ニノセタルモノ也、ソレ故ニ、天目ニアラザレバ、臺ニ乗ルコトハセヌコト也、ソレヲオロシ

テ、臺天目ダテニスルコトハ其略也、故ニ昔ノ臺天目立ト云ハ、名物ノ天目ヲ所持ノ人ハ臺天目

ヲ立ル、天目ナキ人ハ臺ダテヲスベキヤウナシ、別ニ先ノ人ヲ尊ンデ立ルコトニハアラズ、丁ド

盆ダテ唐物ダテノ格ニテ、臺天目ダテモ又一格ナリ、御前ニモ終ニ御タテナサレタルコトナシ